平成7年3月31日 訓令第14号 改正 平成8年8月6日訓令第11号 平成10年3月31日訓令第7号 平成15年3月31日訓令第6号 平成19年3月29日訓令第7号 平成19年3月30日訓令第12号 平成20年3月28日訓令第15号 平成21年3月31日訓令第4号 平成22年3月26日訓令第2号 平成24年3月23日訓令第4号

(設置)

第1条 本市における建築行為に関し、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第2条に定める特定行政庁として、関係法律に基づいて行政処分又は行政指導等を行うに当たり、特 に総合的な意見の調整を必要とする事項について協議するため、ひたちなか市建築調整会議(以下「調 整会議」という。)を設置する。

#### (調整事項)

- 第2条 調整会議は、次に掲げる事項のうち特に調整を必要とする事項について協議し、調整する。
  - (1) 法に基づく指定、認定、許可、認可及び承認に関すること。
  - (2) 法に基づく是正措置及び措置命令に関すること。
  - (3) ひたちなか市建築審査会への付議事項に関すること。
  - (4) 特定行政庁の関連業務に関すること。
  - (5) その他建築行為の指導及び啓発に関すること。

### (構成員)

- 第3条 調整会議の構成員は、次に掲げる者及びひたちなか・東海広域事務組合の職員のうちから市長 が委嘱する者とする。
  - (1) 副市長
  - (2) 別表に掲げる職にある者
  - (3) その他調整事項により、調整会議を主宰する者が必要と認めた者

#### (会議)

- 第4条 調整会議は、副市長が主宰する。
- 2 副市長に事故あるとき又は副市長が欠けたときは、都市整備部長が調整会議を主宰する。
- 3 調整会議は、必要に応じて主宰者が招集し、開催する。
- 4 調整会議の進行は、都市整備部長が行う。ただし、都市整備部長に事故あるときは建築指導課長が

その職務を代理する。

- 5 調整会議は、必要に応じて調整事項に関係する者の出席を求めて意見を聴くことができる。 (会議の種別)
- 第5条 調整会議は、調整事項により全体会議及び個別会議によることができる。
- 2 全体会議は、第3条に規定する構成委員により行う。
- 3 個別会議は、第3条に規定する構成委員のうち調整事項に関係する職員により行う。 (会議録の作成)
- 第6条 調整会議は、付議事項、会議経過及び調整結果等の要点を、会議録(別記様式)により記録するものとする。

(措置)

- 第7条 調整会議の経過及び結果は、その都度市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。 (庶務)
- 第8条 調整会議の庶務は、都市整備部建築指導課が行う。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、主宰者が定める。 付 則
  - この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成8年訓令第11号)

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年訓令第15号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成24年訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

# 別表(第3条関係)

### 構成委員

111/4/4/4/	
所属	職名
企画部	企画部長 企画調整課長
市民生活部	市民生活部長 生活安全課長 環境保全課長
福祉部	福祉部長福祉事務所長
経済部	経済部長 農政課長
建設部	建設部長 道路管理課長
都市整備部	都市整備部長 都市計画課長 建築指導課長 区画整理事業課長
水道事業所	水道事業所長 業務課長
教育委員会	教育次長 総務課長
農業委員会	事務局長

# 別記様式(第6条関係)

ひたちなか市建築調整会議会議録															
会	議	口	数		年度	第		口	会請	養種別		全体	会議	• 個別	J会議
会 議	辛	日	時		年	月	日午	時	分	~午	民	宇	分		
	場	所													
主席者	構反	戊員													
	事務局														
付	議	事	項												
調	整	結	果												
		事 条件													
報			告	市	長	副市县	Ē j	部 長	課	長	係	長	担当(職)(氏:	)	•

	会	議	経	過	概	要

別記様式(第6条関係)